

# 飼い主のみなさんへ

9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、動物の愛護だけでなく適正な飼育への関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき設けられました。

飼い主は動物の健康や安全に注意し、人に害を加えたり、迷惑をかけたりしないようにする必要があります。今一度、ルールやマナーを確認しましょう。

## ■問い合わせ先

- 役場環境課  
☎963-1732 (直)
- 粕屋保健福祉事務所保健衛生課  
☎939-1744 (直)



## 犬のこと

町内では1,700頭を超える犬が登録されており、飼い主と一緒に散歩する姿が多く見られます。犬が好きな人から苦手な人まで誰もが快適に過ごせるように、マナーを守りましょう。

### (1) 飼い主の義務

#### 【犬の登録】

新しく飼い始めた人やまだ登録をしていない人は、登録が必要です。

登録場所 役場環境課

#### 【狂犬病予防注射】

年に1回の接種が必要です。かかりつけの動物病院や集合注射などで接種しましょう。

### (2) 散歩のマナー

フンやおしっこの不始末に関する苦情は後を絶ちません。責任をもって後片付けをしましょう。

#### 【フンは自宅で処分！】

駅や公園のトイレなどに流さないでください。



#### 【おしっこは水で流す！】

おしっこの不始末が多く見受けられます。水を持ち歩き、流してください。

#### 【エチケットバッグを活用！】

トイレットペーパー・ゴミ袋・水・ペットシートなどを入れて持ち歩けば安心です。



### (3) 放し飼いはしない

犬が苦手な人はどんなにしつけられた犬でも怖いと感じます。散歩のときは、咬みつき事故や不慮の事故を防ぐためにも、必ずリードをつけましょう。





# 猫のこと

猫は町内でも多く飼育されており、近年の猫ブームで注目を集めています。一方、飼い主のいない猫は依然増えており、平成28年度、県内では約2,200匹が殺処分されました。

これ以上不幸な猫を増やさないために、また、人間と猫が上手く共生するために、何ができるでしょうか。



## (1) 飼い主のいない猫への餌やりはしない

「かわいそう」といった一時の感情での無責任な餌やりはやめましょう。猫は環境が整うと年間2～3回、1回あたり3～5匹出産し、かえって不幸な猫が増えてしまいます。

また、県内でもフン尿被害などで困っている人が、餌を与えている人に対して訴訟を起こす事例も出てきています。

### 【町に寄せられる意見】

- 敷地内でフンやおしっこをされ、汚れや悪臭で困っている
- 野良猫に餌をやっている人がいるので集まってくる
- 近くで野良猫が出産して、子猫がたくさんいるのでどうにかしてほしい

## (2) 飼い主の心がけ

### 【室内で飼う】

外で猫を飼うとフン尿などで近隣に迷惑をかける場合があります。また、外には交通事故や感染症など猫にとっての危険も多くあります。昨年、町内でも多くの猫が交通事故に遭っています。

### 室内飼いのポイント

上下に移動ができる遊具を置くと広い生活空間がなくても猫にストレスを与えません。



ホームセンターやペットショップで遊具が販売されています

### 【迷子札(首輪)をつける】

連絡先や住所などを表示した迷子札を首輪につけ、身元表示をしてください。迷い猫にしないよう責任を持って飼いましょう。



### 【不妊・去勢手術をする】

責任を持って生まれてくる猫を飼えないのであれば、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで病気のリスクが軽減し、発情期特有の行動(大きな鳴き声や所定の場所以外での排尿)がなくなります。

## (3) 地域猫活動

地域猫活動とは、飼い主のいない猫が引き起こすフンや鳴き声などの問題を解決するため、地域住民が主体となって取り組む活動です。

県では不妊・去勢手術費用の補助を行っています。補助を受けるには要件があります。詳しくは

問い合わせください。

**主な活動** 不妊・去勢手術、ルールを決めて行う餌やり、トイレの管理

**目的** 一代限りで生を全うさせ、数年かけて飼い主のいない猫をなくす